

令和8年和泉市議会第1回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件名	摘要
議案第12号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第13号	和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 5
議案第14号	和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 7
議案第15号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 9
議案第16号	和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について	P. 12
議案第17号	和泉市環境未来共創金条例制定について	P. 18
議案第18号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 22
議案第19号	和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について	P. 47
議案第20号	和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	P. 52
議案第21号	和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 57
議案第22号	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	P. 61
議案第23号	和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	P. 63
議案第24号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 66
議案第25号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 69
議案第26号	和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	P. 73
議案第29号	和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について	P. 78

頁数には、目次を含みます。

議案第 12 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事する職員について、その業務の危険性、困難性等及び他団体と共に部隊を構成して活動するという勤務体系の特殊性から他団体との整合性を図る必要があることに鑑み、緊急消防援助隊手当を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p><u>(3) 緊急消防援助隊手当</u></p> <p><u>(4)～(10)略</u></p> <p>(消防緊急出場手当)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(緊急消防援助隊手当)</u></p> <p>第5条 緊急消防援助隊手当は、消防職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、<u>出動し、消防活動に従事した場合に支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき2,160円とする。</u></p> <p><u>3 緊急消防援助隊手当の支給を受ける職員には、当該勤務について他の特殊勤務手当は、支給しない。</u></p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p><u>(3)～(9)略</u></p> <p>(消防緊急出場手当)</p> <p>第4条 略</p>

新	旧
<p>第6条～第13条 略 (支給基準) 第14条 略</p> <p>2 手当の額を日額で定めるもの(緊急消防援助隊手当を除く。)について、手当の対象となる1回の勤務時間が2日間に引き続く場合は、当該勤務1回につき1日分の手当の額とする。</p> <p>第15条、第16条 略</p>	<p>第5条～第12条 略 (支給基準) 第13条 略</p> <p>2 手当の額を日額で定めるものについて、手当の対象となる1回の勤務時間が2日間に引き続く場合は、当該勤務1回につき1日分の手当の額とする。</p> <p>第14条、第15条 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 13 号

和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

特別職の職員に支給する給料について、昨今の社会情勢及び和泉市特別職報酬等審議会の審議内容を勘案し、職責に応じた額に増額改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市特別職の職員の給与に関する条例（平成7年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	給料月額	区分	給料月額
市長	<u>1, 100, 000円</u>	市長	<u>990, 000円</u>
副市長	<u>950, 000円</u>	副市長	<u>850, 000円</u>
教育長	<u>850, 000円</u>	教育長	<u>760, 000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 14 号

和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

市議会議員に支給する議員報酬について、昨今の社会情勢及び和泉市特別職報酬等審議会の審議内容を勘案し、職責に応じた額に増額改定
する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	議員報酬額	区分	議員報酬額
議長	月額 <u>730,000円</u>	議長	月額 <u>660,000円</u>
副議長	月額 <u>700,000円</u>	副議長	月額 <u>630,000円</u>
議員	月額 <u>670,000円</u>	議員	月額 <u>600,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 15 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市一般廃棄物処理基本計画と和泉市生活排水対策推進計画の統合に伴い、和泉市ごみ減量等推進審議会において一体的な調査審議を行うため、和泉市生活排水対策推進協議会を廃止するとともに、本市が推進すべき施策に関する調査審議を行うため、和泉市商工振興・来訪促進プラン策定委員会及び和泉市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会を新たに設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																				
<p>(設置)</p> <p>第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>和泉市入札等監視委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>和泉市商工業振興対策審議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>和泉市商工振興・来訪促進プラン策定委員会</u></td> <td><u>商工振興及び来訪促進に係る計画策定に必要な調査審議に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(中略)		和泉市入札等監視委員会	略	和泉市商工業振興対策審議会	略	<u>和泉市商工振興・来訪促進プラン策定委員会</u>	<u>商工振興及び来訪促進に係る計画策定に必要な調査審議に関すること。</u>	<p>(設置)</p> <p>第1条 法律に定めがあるもの又は別に条例に定めるものを除くほか、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>和泉市入札等監視委員会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>和泉市生活排水対策推進協議会</u></td> <td><u>生活排水対策の適切かつ円滑な推進に係る調査審議に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>和泉市商工業振興対策審議会</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	(中略)		和泉市入札等監視委員会	略	<u>和泉市生活排水対策推進協議会</u>	<u>生活排水対策の適切かつ円滑な推進に係る調査審議に関すること。</u>	和泉市商工業振興対策審議会	略
名称	担任する事務																				
(中略)																					
和泉市入札等監視委員会	略																				
和泉市商工業振興対策審議会	略																				
<u>和泉市商工振興・来訪促進プラン策定委員会</u>	<u>商工振興及び来訪促進に係る計画策定に必要な調査審議に関すること。</u>																				
名称	担任する事務																				
(中略)																					
和泉市入札等監視委員会	略																				
<u>和泉市生活排水対策推進協議会</u>	<u>生活排水対策の適切かつ円滑な推進に係る調査審議に関すること。</u>																				
和泉市商工業振興対策審議会	略																				

新		旧	
(中略)		(中略)	
和泉市児童福祉審議会	略	和泉市児童福祉審議会	略
和泉市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会	和泉市都市計画マスタープラン及び和泉市立地適正化計画の変更に係る調査審議に関すること。		
(以下略)		(以下略)	
(2) 略		(2) 略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 16 号

和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について

和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

「公立保育所・公立幼稚園のあり方について」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づき、国府幼稚園と和泉保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置するとともに、乳児等通園支援事業が開始することに伴い、当該事業の実施に係る使用料を規定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例（案）

（和泉市認定こども園条例の一部改正）

第1条 和泉市認定こども園条例（令和7年和泉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧						
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市立北松尾こども園</td> <td>和泉市いぶき野二丁目27番1号</td> </tr> <tr> <td>和泉市立いずみ国府こども園</td> <td>和泉市府中町四丁目20番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	和泉市立北松尾こども園	和泉市いぶき野二丁目27番1号	和泉市立いずみ国府こども園	和泉市府中町四丁目20番1号	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>名称</u> 和泉市立北松尾こども園</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>位置</u> 和泉市いぶき野二丁目27番1号</p>
名称	位置						
和泉市立北松尾こども園	和泉市いぶき野二丁目27番1号						
和泉市立いずみ国府こども園	和泉市府中町四丁目20番1号						

第2条 和泉市認定こども園条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（使用料）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）、延長保育（通常の保育</p>	<p>（使用料）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）、延長保育（通常の保育</p>

新	旧
<p>時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。)、<u>預かり保育（通常の教育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）</u>に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 乳児等通園支援 1時間当たり300円</p> <p>3 略</p>	<p>時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。)<u>及び</u>預かり保育（通常の教育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>3 略</p>

(和泉市保育所条例の一部改正)

第3条 和泉市保育所条例（昭和48年和泉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧														
別表	別表														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市立 北池田保育園</td> <td>和泉市池田下町1984番地の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1	(以下略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市立 北池田保育園</td> <td>和泉市池田下町1984番地の1</td> </tr> <tr> <td><u>和泉市立 和泉保育園</u></td> <td><u>和泉市伯太町二丁目5番16号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1	<u>和泉市立 和泉保育園</u>	<u>和泉市伯太町二丁目5番16号</u>	(以下略)	
名称	位置														
和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1														
(以下略)															
名称	位置														
和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1														
<u>和泉市立 和泉保育園</u>	<u>和泉市伯太町二丁目5番16号</u>														
(以下略)															

第4条 和泉市保育所条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）<u>、延長保育（通常の保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）</u>に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 乳児等通園支援 1時間当たり300円</u></p> <p>3 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）<u>及び延長保育（通常の保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）</u>に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>3 略</p>

(和泉市立幼稚園条例の廃止)

第5条 和泉市立幼稚園条例（昭和34年和泉市条例第5号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の和泉市保育所条例別表に掲げる和泉市立和泉保育園に在籍している児童及び第5条の規定による廃止前の和泉市立幼稚園条例第2条に規定する和泉市立国府幼稚園に在籍している幼児は、施行日において第1条の規定による改正後の和泉市認定こども園条例第2条の表に掲げる和泉市立いずみ国府こども園（以下この項及び次項において「いずみ国府こども園」という。）に入園したものとみなす。ただし、いずみ国府こども園に入園を希望しない児童及び幼児については、この限りでない。

(準備行為)

3 いずみ国府こども園に係る入園募集その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額		別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額	
区分	報酬額	区分	報酬額
(中略)		(中略)	
学校医（認定こども園医を除く。）	略	学校医（ <u>幼稚園医及び認定こども園医</u> を除く。）	略
	略		略
保育園医及び認定こども園医	略	<u>幼稚園医、保育園医及び認定こども園</u>	略

新		旧	
	略	医	略
学校歯科医（認定こども園歯科医を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略	学校歯科医（ <u>幼稚園歯科医及び認定こども園医</u> を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略
	略		略
保育園歯科医及び認定こども園歯科医	略	幼稚園歯科医、保育園歯科医及び認定こども園歯科医	略
	略		略
学校薬剤師（認定こども園薬剤師を除く。）	略	学校薬剤師（ <u>幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師</u> を除く。）	略
認定こども園薬剤師	略	<u>幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師</u>	略
備考 略		備考 略	

議案第 17 号

和泉市環境未来共創金条例制定について

和泉市環境未来共創金条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

市域内に産業廃棄物の最終処分場を設置した事業者からの納付金をもって、本市の環境政策をより一層推進させることにより、持続可能なまちづくりの実現を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市環境未来共創金条例（案）

（目的）

第1条 市域内に産業廃棄物の最終処分場を設置した事業者（以下「最終処分場設置者」という。）からの納付金（以下「環境未来共創金」という。）をもって、本市の環境政策をより一層推進させることにより、持続可能なまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。ただし、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第1項に規定する再資源化事業計画に係る同法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等を除く。
- （2）最終処分場 法第15条第1項の規定による大阪府知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場をいう。

（届出）

第3条 最終処分場設置者は、本市域内の最終処分場への産業廃棄物の埋立処分又は埋立ての受入れ（以下「埋立処分業務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ市長に届け出るものとする。

（協議）

第4条 市長は、前条の規定による届出があったときは、埋立処分業務を開始するまでに、規則で定めるところにより、当該届出を行った最終処分場設置者と協議するものとする。

(協定の締結)

第5条 市長は、前条の規定による協議が成立したときは、当該最終処分場設置者と埋立処分業務に関する協定を締結するものとする。締結した内容を変更しようとする場合も同様とする。

(実績報告)

第6条 最終処分場設置者は、規則に定めるところにより、当該年度に埋立処分業務を行った産業廃棄物の種類、体積、重量その他規則で定める事項について、市長に報告するものとする。

(環境未来共創金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、環境未来共創金の額を確定し、最終処分場設置者に通知するものとする。

2 環境未来共創金の額は、最終処分場設置者から前条の規定による報告のあった産業廃棄物の総重量1トン（1トン未満の端数があるときは、これを切り上げる。）当たり1,000円とする。

(環境未来共創金の納付)

第8条 最終処分場設置者は、前条第1項の規定による通知を受けた後、30日以内に環境未来共創金を市に納付するものとする。

(環境未来共創金の用途)

第9条 市長は、本市における持続可能なまちづくりの実現を目的として、環境未来共創金を環境政策の推進に資する事業に充てるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、施行日以後に行われる埋立処分業務について適用する。
- 3 この条例の施行の際、現に埋立処分業務を行っている最終処分場設置者については、施行日に埋立処分業務を開始しようとする者とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第3条中「あらかじめ」とあるのは「令和8年4月30日までに」と、第4条中「埋立処分業務を開始する」とあるのは「令和8年4月30日」とする。

議案第 18 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、現行の国民健康保険料とあわせて賦課・徴収する子ども・子育て支援納付金に関する規定を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</p> <p><u>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第</u></p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p>

新	旧
<p><u>4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)<u>及び</u>高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)<u>、</u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)<u>並びに</u>子ど</p>	<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第21条、第21条の3及び第21条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)<u>、</u>高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)<u>及び</u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要</p>

新	旧
<p><u>も・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p>	<p>する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p>

新	旧
<p>ウ、エ 略 (基礎賦課額)</p> <p>第14条 略</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定するときは、<u>速やかに</u>告示しなければならない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第17条の6の3 略</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第17条の8 略</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第17条の12 略</p>	<p>ウ、エ 略 (基礎賦課額)</p> <p>第14条 略</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定するときは、<u>すみやかに</u>告示しなければならない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第17条の6の3 略</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第17条の8 略</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第17条の12 略</p>

新	旧
<p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第17条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第21条、第21条の3、第21条の4及び第21条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額</u></p> <p><u>イ 第21条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸</u></p>	

新	旧
<p><u>し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額)</u></p> <p><u>第17条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第17条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p>	

新	旧
<p>第17条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率</p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p> <p>(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</p> <p>第17条の17 第17条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動)</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動)</p>

新	旧
<p>等があった場合)</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条若しくは第17条の6の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第17条の8若しくは第17条の14の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第21条の3第1項(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第4項(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6</p>	<p>等があった場合)</p> <p>第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条若しくは第17条の6の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第17条の8の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める</p>

新	旧
<p>項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第21条の5に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の6の3、第17条の8若しくは第17条の14の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第21条の3第1項に定める額、同条第4項に定める額、第21条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第21条の5に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p>	<p>額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第17条の6の3若しくは第17条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第21条の3第1項に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第3項第1号に定める額、第21条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p>

新	旧
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に</p>

新	旧
<p>係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第</p>	<p>係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定す</p>

新	旧
<p>3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ 略</p> <p>(2)前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と</p>	<p>る給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ 略</p> <p>(2)前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と</p>

新	旧
<p>区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア、イ 略</p> <p>(3)第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加</p>	<p>区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア、イ 略</p> <p>(3)第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加</p>

新	旧
<p>えた金額)に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>えた金額)に、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア、イ 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第17条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の17に規定する額を超える場合には、その額)とする。</p> <p>(1)第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第</p>	

新	旧
<p> <u>314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u> ア <u>に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u> ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額 イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額 <u>(2)第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項</u> </p>	

新	旧
<p>第3号口の規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乘じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乘じて得た額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乘じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乘じて得た額</p> <p>(3)第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該</p>	

新	旧
<p> <u>給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額</u>に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額 ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額 イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額 </p> <p> 6 第17条の16第2項の規定は、前項各号のア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条の16第 </p>	

新	旧
<p><u>2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u> (特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第21条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項、<u>第17条6の4、第17条の9及び第17条の15並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)</u>及び同条第5項の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法)とあるのは「については、地方税法)とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第21条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第15条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法)とあるのは「については、地方税法)とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>

新	旧
<p>第21条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の額から、当該額に10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第4項に掲げる場合を除く。</u>）。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第17条の16」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第21条第1項各号」とあるのは「<u>第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号</u>」と、「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは</p>	<p>第21条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の額から、当該額に10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第3項に掲げる場合を除く。</u>）。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>「<u>子ども・子育て支援納付金賦課額</u>」と、「<u>第21条第1項各号</u>」とあるのは「<u>第21条第5項各号</u>」と、「<u>第17条</u>」とあるのは「<u>第17条の16</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする(第6項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第27条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第17条の6に規定する額を超える場合には、その額)とする(第5項に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第27条の2第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>

新	旧
<p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第14条」とあるのは「第17条の14」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の17」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の16」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6、7 略</p> <p>8 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の6の3」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の6の10」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>9 <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下こ</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5、6 略</p> <p>7 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の6の3」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の6の10」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下こ</u></p>

新	旧
<p>の項において同じ。)と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、「<u>第21条第1項各号</u>」とあるのは「<u>第21条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号</u>」と、<u>第7項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第14条」とあるのは「第17条の14」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の17」と、「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第5項各号」と、第7項中「第17条」とあるのは「第17条の16」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第21条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、</u></p>	<p>の項において同じ。)と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第17条の8」と、「第17条の6」とあるのは「第17条の12」と、<u>第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>第17条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第21条第5項、第21条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第5項の規定に読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p>（保険料の額の通知）</p> <p>第22条 保険料の額が定まったときは、市長は、<u>速やかに</u>これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p>	<p>（保険料の額の通知）</p> <p>第22条 保険料の額が定まったときは、市長は、<u>すみやかに</u>これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。この場合において、令和8年度分の保険料に限り、新条例第17条の17の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは、「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とする。

議案第 19 号

和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

こどもの健やかな成長・発達を保障し、より安心して子育てしやすい環境を整えるため、保育に関する事務を教育委員会事務局から市長部局へ移管する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市事務分掌条例の一部改正）

第1条 和泉市事務分掌条例（令和元年和泉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（部等の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、本市に次の部等を置く。</p> <p>（1）～（6）略</p> <p>（7）<u>こども・健康部</u></p> <p>（8）、（9）略</p> <p>（<u>こども・健康部</u>の分掌事務）</p> <p>第8条 <u>こども・健康部</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>（1）略</p> <p><u>（2）保育に関すること。</u></p> <p><u>（3）～（5）略</u></p>	<p>（部等の設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、本市に次の部等を置く。</p> <p>（1）～（6）略</p> <p>（7）<u>子育て健康部</u></p> <p>（8）、（9）略</p> <p>（<u>子育て健康部</u>の分掌事務）</p> <p>第8条 <u>子育て健康部</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>（1）略</p> <p><u>（2）～（4）略</u></p>

（和泉市職員定数条例の一部改正）

第2条 和泉市職員定数条例（昭和47年和泉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる人数以内とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）市長の補助機関たる職員 <u>838人</u>（うち112人は、福祉事務所の職員とする。）</p> <p>（3）～（5）略</p> <p>（6）教育委員会の職員 <u>218人</u></p> <p>（7）～（10）略</p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる人数以内とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）市長の補助機関たる職員 <u>628人</u>（うち112人は、福祉事務所の職員とする。）</p> <p>（3）～（5）略</p> <p>（6）教育委員会の職員 <u>428人</u></p> <p>（7）～（10）略</p>

（和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第3条 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和泉市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 略</p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 略</p> <p><u>（特定個人情報の提供）</u></p>

新	旧								
<p>(委任) 第5条 略</p>	<p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則、規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>(委任) 第6条 略 別表第3 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1160 1078 2022 1418"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 1078 1323 1193">情報照会機関</th> <th data-bbox="1326 1078 1554 1193">事務</th> <th data-bbox="1556 1078 1675 1193">情報提供機関</th> <th data-bbox="1677 1078 2022 1193">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1195 1323 1418">1 教育委員会</td> <td data-bbox="1326 1195 1554 1418">児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所に</td> <td data-bbox="1556 1195 1675 1418">市長</td> <td data-bbox="1677 1195 2022 1418">住民票関係情報であって規則で定めるもの 子ども・子育て支援法(平成24年法律第6</td> </tr> </tbody> </table>	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	1 教育委員会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所に	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの 子ども・子育て支援法(平成24年法律第6
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報						
1 教育委員会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育所に	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの 子ども・子育て支援法(平成24年法律第6						

新	旧		
		<u>おける保育の 実施又は措置 に関する事務 であつて規則 で定めるもの</u>	<u>5号)による子どものた めの教育・保育給付の支 給に関する情報であつ て規則で定めるもの</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 20 号

和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

和泉市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

行政手続法（平成5年法律第88号）の改正の趣旨を踏まえ、公示送達電子化に関し、所要の規定の整備を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

和泉市行政手続条例（平成9年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、<u>不利益処分の名宛人となるべき</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

新	旧
<p><u>者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>（続行期日の指定）</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法に</p>	<p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>（続行期日の指定）</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用</p>

新	旧
<p>ついて準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があつた時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替え</p>	<p>する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があつた時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
るものとする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和泉市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 21 号

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

市及び市から受託した者並びに住民団体から集団回収を受託した者以外の者による資源物の持ち去り行為を禁止することにより、適正なリサイクルの推進を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 廃棄物の適正処理（第16条—<u>第25条</u>）</p> <p>第4章 手数料等（<u>第26条—第28条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（占有者等に対する改善勧告等）</p> <p>第21条 略</p> <p><u>（収集又は運搬の禁止等）</u></p> <p><u>第22条 市及び市から収集又は運搬を受託した者並びに有価物回収登録業者（紙類、缶・ビン類等の収集又は運搬を業として行う者のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。）であって集団回収を受託したものの以外の者は、一般廃棄</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 廃棄物の適正処理（第16条—<u>第21条</u>）</p> <p>第4章 手数料等（<u>第22条—第24条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第25条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（占有者等に対する改善勧告等）</p> <p>第21条 略</p>

新	旧
<p><u>物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物のうち、紙類、缶・ビン類その他の再資源化の対象となるものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>(指導及び勧告)</u></p> <p><u>第23条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</u></p> <p><u>(命令)</u></p> <p><u>第24条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うよう命ずることができる。</u></p> <p><u>(公表)</u></p> <p><u>第25条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその者の氏名又は名称を公表することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。</u></p> <p><u>第26条～第29条 略</u></p> <p><u>別表(第26条関係) 略</u></p>	<p><u>第22条～第25条 略</u></p> <p><u>別表(第22条関係) 略</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 22 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17)の16 略</p> <p>(17)の17 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）<u>第163条の59第1項</u>の規定による許可 1件につき160,000円</p> <p>(18)～(42)略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17)の16 略</p> <p>(17)の17 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）<u>第105条第1項</u>の規定による許可 1件 につき160,000円</p> <p>(18)～(42)略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 23 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

飲食施設等の開設に伴い来園者の増加が見込まれる黒鳥山公園の駐車場について、利便性向上を図るため特別期間における料金加算の方法を見直すほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市都市公園条例（昭和60年和泉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新						旧						
別表第4（第12条関係）						別表第4（第12条関係）						
公園名	有料公園施設	区分		単位	金額	公園名	有料公園施設	区分		単位	金額	
黒鳥山公園	自動車 駐車場	午前6時から午後10時まで	通常期間	2時間未満	無料	黒鳥山公園	自動車 駐車場	午前6時から午後10時まで	2時間未満	（特別期間にあっては、1時間未満）	無料	100円（特別期間にあっては、150円）
				以後30分までごとに	100円						以後30分までごとに	
			特別期間	1時間未満	無料				略	略	略	略
			以後20分までごとに	100円	略				略	略	略	
備考						備考						
1 特別期間とは、3月1日から5月31日までの期間のうち規則で定める期						1 特別期間とは、3月1日から5月31日までの期間のうち規則で定める期						

新	旧
<p><u>間をいい、通常期間とは、特別期間以外の期間をいう。</u></p> <p>2 午後10時から翌日の午前6時までの区分会を越えて引き続き駐車する場合における午前6時以降の金額は、この表の規定にかかわらず、30分までごとに<u>(特別期間にあつては、20分までごとに) 100円とする。</u></p> <p>3 <u>午後10時を越えて引き続き駐車する場合において、駐車を始めてから2時間未満(特別期間にあつては、1時間未満)であるときは、無料とする。</u></p>	<p>間をいう。</p> <p>2 午後10時から翌日の午前6時までの区分会を越えて引き続き駐車する場合における午前6時以降の金額は、この表の規定にかかわらず、30分までごとに100円<u>(特別期間にあつては、150円)</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和9年3月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の和泉市都市公園条例別表第4備考第3号に係る部分は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

水道の臨時使用の場合の予納金について、納付制度の運用状況等に鑑み、申請者等の負担軽減を図るため廃止する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道事業給水条例（平成9年和泉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
第33条 削除	<p><u>（臨時使用の場合の予納金）</u></p> <p><u>第33条 建築工事その他の理由により、一時的に水道を使用しようとする者は、水道の使用の申込みの際、管理者の定める金額を予納しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する予納金を納付した後、使用水量が著しく増加した場合は、これを増額し、追徴することができる。</u></p> <p><u>3 前2項に規定する予納金は、当該水道の使用を中止した際に精算し、過不足のあるときは、還付し、又は追徴する。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の和泉市水道事業給水条例第33条の規定により行われた予納については、なお従前の例による。

議案第 25 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（補償基礎額） 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）略 （2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>（補償基礎額） 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）略 （2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>

新	旧																														
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(5)略</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p>																														
<p>4 略</p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p>	<p>(2)～(6)略</p> <p>4 略</p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円 <u>13,340</u></td> <td>円 <u>14,170</u></td> <td>円 <u>15,000</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分</td> <td><u>11,670</u></td> <td><u>12,500</u></td> <td><u>13,340</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>	分団長及び副分	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円 <u>12,900</u></td> <td>円 <u>13,700</u></td> <td>円 <u>14,500</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分</td> <td><u>11,300</u></td> <td><u>12,100</u></td> <td><u>12,900</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>	分団長及び副分	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
階級		勤務年数																													
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																												
団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>																												
分団長及び副分	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>																												
階級	勤務年数																														
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																												
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>																												
分団長及び副分	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>																												

新				旧			
団長				団長			
部長、班長及び 団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>	部長、班長及び 団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>
備考 略				備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用期日)

- 2 この条例による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた和泉市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 26 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、簡易サウナ設備についての基準を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

和泉市火災予防条例（昭和37年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(乾燥設備) 第7条 略 <u>(簡易サウナ設備)</u> 第7条の2 <u>簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u>又は<u>バレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p>	<p>(乾燥設備) 第7条 略</p>

新	旧
<p>(2)簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p>	<p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p>

新	旧
<p>第29条の7 和泉市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(消火器に関する基準)</p> <p>第43条の2 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号の規定の適用を受けるものは、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) <u>一般</u>サウナ設備のある場所</p> <p>2、3 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。</p>	<p>第29条の7 和泉市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(消火器に関する基準)</p> <p>第43条の2 令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号の規定の適用を受けるものは、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) サウナ設備のある場所</p> <p>2、3 略</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、同様とする。</p>

新	旧
(1) ～ (6) 略 <u>(6) の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</u> (7) <u>一般</u> サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。) (7) の2 ～ (15) 略	(1) ～ (6) 略 (7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。) (7) の2 ～ (15) 略

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 29 号

和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の適正な実施を図るため、その運営に関する基準について、内閣府令で定める基準を踏まえて、条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の定めるところによる。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下「特定乳児等通園支援」という。）

の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相

互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状

況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（1）日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

（2）特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

（3）食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

ない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との

交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計を、その他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者の

ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同

意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。